

トラック運送業における取引慣行の見直しを通じた取組について (トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会での様々な取組)

1. 協議会の設置

- トラック運送業では、コストに見合った適正な運賃が収受できない一方で、荷主側の都合による長時間の手待ち時間が発生するなどの取引環境が背景となりトラック運転者が長時間労働を余儀なくされているとの指摘。
- そうした実態を踏まえ、トラック運送事業者のみならず荷主も含む課題解決の検討の場として、平成27年5月、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」(メンバー:学識経験者、荷主、トラック運送事業者、経済団体、労働者団体、行政)を中央に設置(これまで3回開催)。全ての都道府県でも同様の協議会を設置。
(URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou.html?tid=269215>)

2. これまでの主な取組

- 現状・課題の共有、荷主とトラック運送事業者が一体となって長時間労働の抑制に取り組んだ事例の共有
- 全国のトラック運転者とその運転者が所属する事業者を対象とした、実態調査の実施(平成27年9月)
(URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000113331.html>)

3. 平成28年度以降の主な取組

- 荷主とトラック運送事業者の協働によりトラック運転者の長時間労働の抑制に取り組む「パイロット事業(実証実験)」を全都道府県で実施(平成28~29年度)
- パイロット事業や協議会での議論で得られた知見を基に「ガイドライン」を作成し、荷主やトラック運送事業者に周知(平成30年度~)

長時間労働の改善等に向けたパイロット事業について

- 事業の対象集団(発荷主・着荷主・トラック運送事業者で構成)を各地方協議会で選定。
- 対象集団は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、①荷主及びトラック運送事業者の現状の分析や課題の洗い出し、②課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実践、④検証等を経て、トラック運転者の長時間労働等の改善を図る。
- 平成28年度及び平成29年度の2年間で、全国で約100事例を目途に実施。